

事業事前評価表
国際協力機構東南アジア・大洋州部東南アジア第二課

1. 基本情報

国名：ラオス人民民主共和国(ラオス)

案件名：人材育成奨学計画

The Project for Human Resource Development Scholarship

G/A 締結日：2018年6月29日

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における中核人材育成分野の現状・課題及び本事業の位置付け

ラオスにおいては、各開発課題を取り扱う政府機関・関係省庁の職員・組織・制度・財政のキャパシティが、取り組むべき課題に比して総じて不足しているという現状がある。したがって、いずれの援助重点分野においても、行政能力の向上と制度構築が最大の課題であり、本邦大学院への留学による行政官の育成が期待されている。

1) 行政能力の向上及び制度構築

ラオス政府は、「第8次国家社会経済開発5か年計画」(2016~2020年)(以下、「第8次NSEDP」という。)において経済成長率7.5%(年平均)という達成目標を定めている。当目標を達成するにあたっての分野横断的な課題として、各開発課題を取り扱う政府機関の行政能力の向上及び適切な制度構築が挙げられており、その解決のための支援として本事業が位置付けられる。

2) 持続的な経済成長のための基盤整備

1986年に導入された「ラボップ・マイ(新経済メカニズム)」のもとで国営企業の独立採算制の導入や民営化、国内経済・貿易自由化政策等の経済構造改革を推進し、計画経済から市場経済への移行が徐々に進展してきており、持続可能な経済成長を実現するための経済・社会インフラ整備が求められている。しかしながら、民間セクター開発にかかる政策策定・立案を担う人材は不足しているため、その育成は中長期的に取り組む課題である。本事業はその課題への対応として位置付けられる。

3) 持続可能な農業・農村開発と自然環境保全

人口の約7割が従事する農業セクターはラオスの主要産業であり、当国政府は2015年の「農業開発戦略2025」において、食料安全保障、商品作物生産、持続可能な生産体系の構築を課題として挙げている。しかし農業政策・自然環境保全に係る政策策定・立案を担う人材は不足しているため、その育成は中長期的に取り組む課題である。本事業はその課題への対応として位置付けられる。

4) 教育政策の改善

ラオス政府は第 8 次 NSEDP にて、2020 年までに後発開発途上国（LDC）からの脱却を目標としており、基礎教育の普及改善を貧困の根本的解決に向けた優先事項としている。そのために、教育省職員の計画策定能力・実施能力を向上させることが求められており、本事業はその手段として位置付けられる。

5) 保健政策の改善

ラオス政府は、中期的な政策改革としてヘルスセクターリフォーム（2011～2025 年）を推進しており、この中で 2025 年までのユニバーサルヘルスカバレッジの達成を目指している。そのために、保健政策にかかる政策策定・立案を担う人材の育成が求められており、本事業はその手段として位置付けられる。

(2) 中核人材育成分野に対する我が国及び JICA の協力量針等と本事業の位置付け

対ラオス人民民主共和国国別援助方針（2012 年 4 月）では、「経済・社会インフラ整備」、「農業の発展と森林の保全」、「教育環境の整備と人材育成」、「保健医療サービスの改善」を重点分野として定めている。また、対ラオス人民民主共和国 JICA 国別分析ペーパー（2015 年 3 月）においても同方針に準じて協力の方向性を分析している。本事業は、本方針に基づき以下五つの援助重点分野を設定しており、我が国及び JICA の協力量針との整合性が認められる。

- 1) 行政能力向上及び制度構築：開発課題として「行政強化・法制度整備」「財政強化」が含まれる。
- 2) 持続的な経済成長のための基盤整備：開発課題として、「社会経済開発のためのインフラ整備」、「投資・輸出促進に係る経済政策」が含まれる
- 3) 持続可能な農業・農村開発と自然環境保全：開発課題として「農業・農村地域開発」、「自然環境保全」が含まれる。
- 4) 教育政策の改善：開発課題として「教育政策」が含まれる。
- 5) 保健政策の改善：開発課題として「保健政策」が含まれる。

(3) 他の援助機関の対応

ラオスにおいて類似事業を実施する主なドナーとして、ベトナム、オーストラリア等が挙げられる。

3. 事業概要

(1) 事業目的

ラオスの政府の中核において活躍し得る若手行政官等が本邦大学院において学位（修士・博士）を取得することを支援することにより、当国の開発課題解決のための人材の育成及び我が国と当国政府との人的ネットワークの構築を図り、もって当国の開発課題の解決及び人材面からの二国間関係の強化に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

該当なし。

(3) 事業内容

本事業は、中央政府の若手行政官等を対象に最大 22 名（修士課程 20 名、博士課程 2 名）の留学生が、本邦大学院において、ラオスにおける優先開発課題の分野での知識の習得を目的として留学するのに対して、必要な経費を支援するもの。また、優先課題へより具体的に対応するべく 4 期分の計画を事前に策定し、同一大学にてより戦略的・効果的な受入を同期間継続的に実施する。なお、本年はその第 3 年次事業として実施するものである。

(4) 総事業費

310 百万円（概算協力額（日本側）：310 百万円、ラオス側：0 円）

(5) 事業実施期間

2018 年 7 月～2023 年 3 月を予定（計 57 カ月）。

(6) 事業実施体制

本事業の円滑な実施のために、ラオスにおいて運営委員会を設置する。運営委員会は、以下のとおり、ラオス政府関係者及び日本側関係者で構成し、次年度の方針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定等を主に行う。

運営委員会の構成：教育・スポーツ省、計画投資省、外務省、組織人事中央委員会、首相府、行政管理・公共サービス庁、在ラオス日本国大使館、JICA ラオス事務所

(7) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

該当なし。

2) 他援助機関等の援助活動

該当なし。

(8) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項

該当なし。

3) ジェンダー分類：

「(GI) ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件」

<活動内容/分類理由>

本事業において、ジェンダー主流化のための直接の活動は予定されてい

- ないが、女性行政官の人材育成ニーズを踏まえた支援の検討を行う。
- (9) その他特記事項
特になし。

4. 事業効果

(1) 定量的効果

指標名	基準値 (2018 年)	目標値 (2024 年)
留学する学生数 (人) : 修士	0	20
留学する学生数 (人) : 博士 ¹	0	2
留学生の学位取得率 (%) ²	0	95

(2) 定性的効果

- ・ 本計画の実施により、若手行政官等が我が国において学位（修士・博士）を取得し、各対象分野の課題解決に資する専門知識等を習得する。
- ・ これら若手行政官等が帰国後、課題解決のための計画策定、政策立案に貢献し、所属組織等においてリーダーシップを発揮することで、当該組織が機能強化される。
- ・ 留学生受入れによる、二国間の相互理解及び友好親善関係の構築、受入れ大学等の国際競争力の強化、国際的な知的ネットワークの強化に資する。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

特になし。

(2) 外部条件

- ① 留学生本人が病気や事故等のトラブルに遭わない。
- ② 留学生が帰国後に所属先を離職しない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

過去の人材育成奨学計画において、訪日留学生選定の対象省庁が少ないために優秀な留学生の確保が十分とはいえない例もあり、対象省庁を拡大するなど

¹ 博士課程については、原則として過去に本事業で修士学位を取得したものの中から複合的な条件に合致する人材がいる場合のみ受け入れる。

² 学位取得率については、4期分の計画(3.(3)事業内容参照)全体における目標値とする。また、「5.(2)外部条件」に記載する外部条件が得られないことにより達成できなかった事例については母数に含めない。

して、帰国後の活躍がより見込まれる優秀な留学生候補を選定できるよう工夫する。

7. 評価結果

本事業は、ラオスの開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力量針・分析に合致し、若手行政官等の本邦大学院における学位取得を支援することを通じ、ラオスの開発課題解決のための中核人材の育成及び二国間の人的ネットワークの構築に資するものであり、以下の SDGs の達成に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

- ・ゴール 2「飢餓撲滅、食料安全保障、栄養の改善、持続可能な農業の促進」
- ・ゴール 4「万人の包摂的で衡平な質の高い教育の確保、生涯学習の機会の促進」
- ・ゴール 8「持続的、包摂的で持続可能な経済成長と、万人の生産的な雇用と働きがいのある仕事の促進」
- ・ゴール 9「強靱なインフラの構築、包摂的で持続可能な工業化の促進とイノベーションの育成」
- ・ゴール 16「持続可能な開発のための平和で包摂的な社会の促進、万人の司法へのアクセスの提供、効果的で説明責任を有し包摂的な機構の構築」
- ・ゴール 17「実施手段（MOI）の強化と持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップの活性化」

8. 今後のモニタリング計画

- (1) 今後の評価に用いる指標
 4. のとおり。
- (2) 今後のモニタリング取りまとめ時期
 4. (1) に記載の目標年。ただし、定性的効果については、4 年に 1 度調査を行い、取りまとめる。

以 上